

令和元年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

令和元年（2019年）8月22日

大 阪 狭 山 市 議 会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【8月22日】

開会（午後1時19分）	1
これまでの経過と今後の見通しなどの説明について	1
その他	21
閉会（午後2時51分）	21

本委員会に付託された案件

1. これまでの経過と今後の見通しなどの説明について
2. その他

大阪狭山市議会
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

令和元年 8月22日
(2019年)
午後1時19分開議
委員会室

1 出席委員は、次のとおりです。(14名)

委員長	上谷元忠	副委員長	北好雄
	井上健太郎		岡由利子
	北村栄司		久山佳世子
	鳥山健		中野学
	西野滋胤		花田全史
	深江容子		松井康祐
	松尾巧		山本尚生

1 欠席委員は、次のとおりです。(1名)

端雅

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

市長	古川照人		
副市長	田中齊		
副市長	堀井善久		
防災・防犯推進室長兼総務部理事	三井雅裕		
政策推進部長	田中孝	総務部長	竹谷好弘
健康福祉部長	水口薫	都市整備部長	楠弘和
市民生活部長	山田裕洋	教育部長	山崎正弘
上下水道部長	能勢温		

総務部法務・契約グループ課長 塚本浩二

1 本会議の書記は、次のとおりです。

議会事務局 伊東俊明 議会事務局次長 山本一幸

午後 1 時19分 開会

上谷元忠委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は14名であります。

端委員から欠席する旨の届けが提出されております。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

このたび、私、上谷が本委員会の委員長に、北委員が副委員長という大任を拝しました。もとより微力ではありますが、各委員のご協力のもと務めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に委員会での発言についてお願いを申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率を図るため、発言される場合は着席のままで結構でございます。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず「委員長」と一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後、発言されるようよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、都合により午後3時には終了したいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。開始の時間も1時20分ということでしたので、非常にタイトになっておりますけれども、中身のある審議に深めていきたいと思っておりますので、皆さん方のご協力、よろしくお願いします。

それでは、委員会に入らせていただきます。

本委員会は、平成28年1月に設置されて以来、本年2月まで、合計21回にわたって調査、検討

が行われてまいりました。

市長監査における指摘事項に対する措置、住民監査請求における勧告事項に対する措置、また、平成28年度一般会計決算不認定による指摘事項に対する措置など、こうした一連の監査結果による勧告及び指摘事項に対する措置の状況、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会による是正案に対する実施状況などについて、本年4月の改選の後においての議会の監視は継続すべきであるとの全会派共通した認識のもと、本委員会を引き続き設置することと結論に至りました。

今後、本委員会を進めていくに当たりましては、これまでのさまざまな指摘等に対する措置等の対応状況や進捗状況、また、ため池等太陽光発電モデル事業の今後の見通しなど、こうした内容の報告を受けた上で審議を進めてまいりたいと考えております。

それでは、当局から報告を受けたいと思いますが、お手元に資料を配付させていただいておりますので、それに従って報告を受けたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

それでは、お手元の資料、提出資料と書かせていただいております資料に基づきましてご説明させていただきます。

過日、8月15日、市議会議長のほうから本市の資料要求宛てということでいただいたものをまとめたものでございます。

1枚おめくりください。

表がございましたけれども、そちらのほうに大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業及びグリーン水素シティ事業に関する経過ということで、平成31年2月11日以降ということで書かせていただいております。

少し経過を説明させていただきます。

それ以降、平成31年3月22日に大鳥池の太陽光発電モデル事業の報告会を実施しております。内容としましては、大鳥池の権利者、池尻財産区、東野財産区、菅生地区の同水利組合、平尾地区の同水利組合に今年度の事業の状況等を報告するということになっております。

事業の説明の内容としましては、発電の状況や台風第21号の被害への対応状況、契約関係の見直し等についてということで、資料1ということで、1枚めくっていただきますと、右上に資料1ということで書かせていただいております。

大鳥池における大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業、平成30年度状況報告ということで、1番の主な経過から2番の供給電力量、3番、使用料のお支払い、4番、各種計測結果、5番、台風21号に伴う被害状況、6番、太陽光パネルに関しての意見交換会概要ということで書かせていただいております、それぞれ4番の各種の計測結果につきましては、1枚をめくっていただきますと、その裏面のほうに気温の変化と水質の変化をそれぞれ書かせていただいております。

いずれにおきましても、パネルの付近の住宅と狭山池の東岸、少し離れたところですが、市役所の玄関前等よりもこっちのほうが高いという状況になっております。

3ページ目、その隣ですけれども、台風第21号に伴う太陽光発電設備の被害状況ということで、①の被害状況から2番、原因、3番、対策、4番、発電の状況ということで、その次の面、裏面にいつていただきますと水質検査ということで、これまでに何度かご説明させていただいていることを書かせていただいております。

5ページ目なんですけれども、ちょっとタイトルがなくて申し訳ございません。

1番の業務概要と、これは何かと申しますと、

これも既にお示しさせていただいているかわかりませんが、大鳥池のパネルの水質検査、台風第21号以降、水質検査を公的な機関でさせていただいた結果でございまして、調査の実施日は平成30年10月29日ということで、5ページ目の下段から2つ目の2-2ということで書かせていただいております。

最終的にこの結果につきましては、2ページほどおめくりいただきますと、表の2-3ということで、調査結果ということでちょっと細かい表がありますけれども、その下の3番のまとめということでちょっと読ませていただきますと、「本調査結果では、対象項目全てで基準を満たしていたため、破損した太陽光パネルが水質に与える影響は見られないと考えられる」ということで、公的な機関で検査していただいた結果、こういう結果になっているということになっております。

隣のページは、濃度の計量の証明書でございます。

その後ろのページは、大鳥池に使われているパネルのモジュール、太陽光パネルの構成材料についてということで、実際使われている京セラ株式会社のほうから取り寄せたものでございまして、今回の大鳥池の発電所におけるパネルの材質の特定物質があるかないかということで、唯一、配線部分のハンダの方で丸とありますけれども、かなり微量ということで、特段、体には影響がないということでお聞きしております。

13ページ目は、ため池等太陽光発電モデル事業の経過についてということで、これは、平成30年11月18日にメルシー for SAYAMA株式会社が地元のほうの説明会で使われた資料ということで、ため池太陽光事業に取り組んだ経緯から2番目の管理費用に充てる固定価格の買い取り制度、3番目の事業スキーム等を書いております。

その次のページですけれども、事業報告会資料ということで、こちら平成30年の特別委員会を出させていただいた、そのときは全体のもを書かせていただいたんですけれども、今回は大鳥池の部分で抽出した分ですので、若干表の中で空欄があるのはその部分でございます。

現状のF I Tの認定、業務委託の契約書の形態、協定書の形態を、今後、正常化委員会を踏まえて、弁護士等の意見も踏まえて、最終的に市としてこういう形で取り組んでいくという内容を書かせていただいております。

その後ろのページには、土地の使用の許可、使用料の支払い、住民対応ということで、現状と今後ということで、あくまでもこれまでは使用料800万円という形でいただいた分はそのまま変わらずということで、あくまでも財産区については使用場所の場所貸しという名目でお貸しすると。メルシー f o r S A Y A M A 株式会社については、この契約交渉が完了し締結次第、清算を協議するというで書かせていただいております。

資料のほうがちちょっと前後して申し訳ないんですけれども、一番最初の表に戻っていただきたいんですが、平成31年3月31日付でグリーン水素シティ対策室を廃止し総務部担当制にするということで、所掌事務を総務部へ引き継ぎました。

令和元年5月30日、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査の結果への措置についてということで、市長から監査委員のほうに5月30日付で出させていただきました。こちらの内容につきましては、5月30日の議員全員協議会で説明済みですので、説明のほうは割愛させていただきます。

令和元年6月3日ですけれども、大鳥池の太陽光発電施設の対策工事の説明会を地元のほう

で行いまして、こちらはメルシー f o r S A Y A M A 株式会社の開催でしております。

こちらについては資料2ということで、先ほどの資料の後にA3の折り込みの資料がついてはいるんですが、令和元年6月3日付で有限会社グッドセンターコンサルティングとメルシー f o r S A Y A M A 株式会社でこの対策工事の説明会をしたということで、写真と対策の部分をつけさせていただいております。

大変恐縮ですけれども、また最初の資料に戻っていただきたいんですが、令和元年7月31付でメルシー f o r S A Y A M A 株式会社の事務所の移転ということで、かねてからご説明させていただいていますように、事務所の経費を削減するというで、同年8月1日より事務所を代表取締役とするということで、資料3ということで、たびたび申し訳ございません、先ほどのA3の資料の後ろに臨時の株主総会の議事録と、その後ろには履歴事項の全部証明書ということで、本店の上から3つ目の箱のところですけれども、本店というところで、大阪狭山市の狭山1丁目2392の3のラ・コスタ101号室からそちらの記載のほうに8月1日付で移転登記をして、完了が14日ということで進めさせていただいております。

重ねて申し訳ございません。先ほどの1枚目のほうに戻っていただきますと、下の欄のところに、濁り池におけるため池太陽光発電事業の住民監査請求及び住民訴訟に関する経過ということで、平成30年4月4日の住民監査請求の提出から経過を書かせていただいております。

一番下、直近でいきますと、令和元年7月22日に第3回の口頭弁論期日がございまして、令和元年9月12日に進行協議期日ということで予定しております。

その内容につきましては、訴訟中でもございますので、こちらでのご説明は控えさせていただ

だきたいと思います。

資料の説明につきましては以上でございます。
よろしくお願いします。

上谷元忠委員長

今、資料等を説明していただきまして、この
2月以降の経過についていろいろと説明をいた
だきました。

それにつきまして、質疑等をこれから深めて
まいりたいと思いますので、どうぞよろしくお
願いします。

北村委員。

北村栄司委員

ちょっと単純な資料のご説明をお願いしたい
んですけれども、資料1の各種測定結果という
ことで、気温の比較の表で、パネル表面、パネ
ル上部というのは測定しているのと市役所玄関
前との比較というのがあるんですけれども、例
えば住民の皆さんから、地域の皆さんからご要
望で出ていたと思うんですけれども、その地域
の状況、温度を測定とかというのはしていない
んですか、比較はできないんですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

地域の方の状況というのは、大鳥池のパネル
なしの、水温の隣にあります西岸のエリアにな
ってきます。同じように大鳥池の南岸と東と北、
それぞれ4カ所、池を東西南北でとっております。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

この中で、6月22日にパネル上部が40.6度と
いうのが極端に高いんですよ。それで、市役
所玄関前と比べて比較しましたら、大体市役所
玄関前よりこのパネル上部の温度のほうが若干
低く推移しているような傾向があるんですけれ

ども、6月22日が特別にパネル上部40.6℃とい
うことで、非常に高いという結果が出ているん
ですけれども、何か特別な事情があったんでし
ょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

ちょっと手持ちにはあれなんですけれども、
大体測定しているのが午後2時とかお昼過ぎて
からでございます、恐らくこの6月22日も、
ちょっと今手元にはないんですけれども、快晴
の日だったのかなと。朝からパネルのほうにち
よっと太陽が当たって、かなり温度は高くはな
っているというような状況なのかなというふう
には見受けられます。

同時に、順番に、この日のうちに測定箇所を
全部1人で回っているものですから、たまたま
ずっと回っている段階、そんなに誤差はないで
すけれども、若干の曇りとかそういう状況によ
っては温度の差というのはあるのかなと。

パネルにつきましては、すみません、機械の
ほうに温度計がついているので、直接メルシー
の職員がはかりには行けないので、機械からい
ただいたデータをそのまま足しております。

北村栄司委員

事情はわかれへんということやね。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

はい。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

濁り池におけるため池太陽光発電事業の住民
監査請求及び住民訴訟に関する経過というこ
とで、一応今までの経過、そしてまた、今後の予
定の日程表が出されているんですけれども、内
容につきましては担当のほうからはなかなか言
えないという状況はわかるんですけれども、市

長自身は多分よくご存じだと思うんですけども、これ、口頭弁論に出席されている方というのはメルシーから出席されているんですかね。

上谷元忠委員長

担当。

塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

すみません。口頭弁論期日につきましては、本市の訴訟代理人が出席のほうをしております。

以上です。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

そしたら代理人ということですから、弁護士さんかどなたかになるんだと思うんですけども、市長自身はメルシーの社長でもありますので、内容は逐次、その都度ご報告はいただいているわけですか。

上谷元忠委員長

市長。

古川照人市長

市長という立場でということですが、全て逐一細かくは聞いておりませんが、大筋の話としては聞いております。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

これ、結審というか結論はいつごろ出るんでしょうか、見通しとして。

上谷元忠委員長

担当。

塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

ただいま口頭弁論3回終わりました、次回期日が9月12日となっております。裁判所のほうの判断で、いつまでというのがこちらのほうでは把握しかねるんですけども、月1回ペースぐらいで今進んでいるというような状況でございます。

以上です。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

全く予想はつかないということですか。

上谷元忠委員長

担当。

塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

おっしゃるとおりでございます。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の訴訟の話なんですけれども、何を訴えられているんですか、そのぐらいのことは確認できと思うんですが。

上谷元忠委員長

担当。

塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

財産区財産に損害を与えたということで、損害額300万円を賠償せよという訴状というふうに理解しております。

以上です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ちょっとはしより過ぎておるんで、もう少し丁寧に説明していただいてよろしいでしょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

メルシー for SAYAMA株式会社に300万円及びこれに対する請求日の翌日から支払い済みまでの年5%の割合による金利を支払うように請求されております。もう一つは、訴訟費用は被告の負担とすること、この2点を訴えられております。

以上です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ありがとうございます。

何を訴えられているかわからへんまま、今の訴訟の話をしても皆さんには通じなかったと思うので確認させていただきました。きちんと説明していただいたのでありがとうございます。また続けたいと思います。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

ここに濁り池に関してなんですけれども、財産区管理会あるいは財産区協議会そのものは、見通しとして、一応前向きの見通しがあるというふうには報告を受けてきたと思うんですけれども、その後、全く私たちは状況を聞いておりませんので、その状況がわかればご報告いただければと思いますが。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

地元のほうからは、一応財産区管理会の立ち上げについては関係住民のほうの両者、池之原地区と今回岩室地区ですけれども、ご了解をいただいている、内諾をいただいているというような状況です。

あとは、それに伴う最終的な両地区の一部まだ交渉事が若干残っているということです、その協議を今進めているということで伺っております。

あとは、それが調いましたら、既にご承知かもわかりませんけれども、管理会の管理組織に入っていただく方々の人選をしていただくということで進めていくような手続を当面の市は考えております。ですので、今、地元との業者の協議の回答待ちという状況でございます。

以上です。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

この内容についても、見通しはまだ当局としては把握し切れないということによろしいですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

私ども、機会あるごとに、地元の方には進捗状況等のお願いを、状況を確認しているんですけれども、具体的にはいつというのは地元のほうからまだいただけていない状況です。

以上です。

上谷元忠委員長

北委員。

北 好雄委員

事業実施者経費が滞っていると言われていたんですけれども、それはどうなっていますか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

メルシーのほうに入っております事業実施者経費のほうは、ご指摘のとおり、滞っているというか支払われていない状況でございます。

以上です。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

経過として、大鳥池の太陽光で正常化していくという作業が進められております。

一つは、市民からはちょっといろんな要望とか削減や移動とかという声が出ていて、そこの話し合いというのはされたのかどうかということが一つ。

それと、もう一つは、契約を更新していくと

うか、これが進めばメルシー f o r S A Y A
MA株式会社そのものは解散をしていくという
方向なんですけれども、その時期とか見通しと
いうのはわかるでしょうか。この2つ。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

まず、地元との交渉の経過ですけれども、一
定メルシーがこれまで主体で説明会等を実施し
ております。当面は、台風等の対応等につきま
しても地元のほうに説明もさせていただいてお
ります。せんだつても、質問状ということで、
これまでもそうなんですけれども、メルシーに
直接ということをお願いはしていたんですけれ
ども、市のほうに出されている状況ですので、
それについての対応はきちんとさせていただい
ております。

もう一点、メルシーの解散の時期なんですけ
れども、共立との今一部、大鳥池の将来的な行
政財産としての手続等のご説明はさせていただ
きましたけれども、こちらにつきましても弁護
士、両方とも両者代理人を立てて交渉中でござ
いまして、ちょっとその辺の見通しについても、
具体的にはいつということではっきりした期日
というのは今のところお答えできないような状
況でございます。

以上でございます。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

契約を変えるわけですね。今まではメルシ
ーが発注してやっていたけれども、今度は
事業実施者との契約になる。その点について、
地元のほうはきちっと了解は得られているん
ででしょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

地元のほうには、僕は、大鳥池のほうにはこ
の3月をもって、まず1回目、お話しさせてい
ただきました。

当初は、やはり市から共立になるということ
でかなり不安はあったということはお聞きして
おりますけれども、大鳥池に関しては全然、両
方とも財産区で受けていますので、一定事務の
手続については市を介していきますので、あく
までも財産区としての意思決定をいただくのに
管理会もしくは協議会でやっていただくという
ことでございますので、その辺についてはこの
ご説明のほうで一定ご理解をいただいております。

その後、先月、もう一回お話はさせていただ
いておりますので、一定そちらについても、こ
の大鳥池の関係住民、池尻と東野と菅生、平尾
の地区についても我々が行って説明をさせてい
ただいておりますので、一定の理解はいただい
ております。

以上です。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

当然、その作業は進めていただくということ
なんですが、その後のことを考えると、いわゆ
る財産区と直接契約をするということになって
いきます。ただ、財産区ですから市も3分の1
の権利がありますから、かかりますよね。だ
から、当然、市としても事業者に対してはきち
っとものが言えるという状況はつくっておい
てもらうんやね、それは。継続するわけやね。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

行政財産ということで、使用料条例をまたご
提案させていただいて、それに基づいて使用料

という形でとっていきますので、もちろん市は何かしらというか、確実にかわりを持っていきますので、その辺は住民さんにもご安心いただくようにということでご説明させていただきます。

上谷元忠委員長

山本委員。

山本尚生委員

関連ですけれども、確かに説明はしてはるんですけれども、もともと市がいわゆるメルシーをつくってということで、地元としてはメルシーと契約している。それがいきなり民間企業と契約せいと言われたら、何か知らんけれども、表現をどうしていいんかわからないけれども、何かだまされたみたいな感覚の人もいてはる。市は、後はどうなるんやと、よいままかという感じ。それは今の答弁の中にもあったように、財産区の長は市長やから残っていますよということでもいいねんけれども。

もう一つは、入ってきたお金も、市はそれを一般会計に入れてしまうよな。特に、それをまたあそこの周りの周辺整備とか、そんなのに使わない。ところが地元の財産区は入ってきたお金を4者で大鳥池の堤体の草刈りを毎年順番にやっているわけやから。そこへ市も入ってこないというのは何とも理解しがたい、変な理論。これは当初にも、古川市長の前にも私らもやっているんやけれども、いや一般会計に入れましたらそんなのできませんとか言うて。

その辺の見解をちょっと市長さん、やっぱり同じ関係者として、大鳥池から上がってきて享受しておいて、ほかの財産区はそこからいただいたお金の中で堤体、前にあれ60万円、70万円ぐらいかかるんですけれども掃除していて、市は、うちはそんなの一般会計に入れてあるからうちは知らんと、そのあたりは普通はわかりにくい。私もわからない。その辺、どうお考えで

しょうか。

上谷元忠委員長

市長。

古川照人市長

財産区財産という位置づけの中で、やっぱり地域の方々の共有財産であるという認識の中からはすると、当然、今の現状の組織というか、考えたならば地区会の会員さん、地域の方々、そして水利組合の方々、そしてそこに市も入ってという3者が一応共有した財産という位置づけでいているというふうに認識をしています。

そういう中で、それぞれのお互いの立場でこの財産をどう保有して管理していくかということの中ですので、あくまでも日常の清掃とか管理という部分については、今はどちらかというと水利さんが表立った管理をさせていただいているのかなというふうに思っておりますが、それ以外の地域の振興という広い意味での部分については、市が担ってきているというふうに認識をしております。

ただ、全て清掃も水利の方にお任せしている部分も多分にはありますが、場合によっては市のほうも協力させていただいている部分もありますので、そこは状況に応じて、市が全く清掃の管理にはノータッチだというわけではないというふうには認識をしています。

上谷元忠委員長

山本委員。

山本尚生委員

ノータッチでいられないというのはわかるんですよね。ただ、今、財産区をつくられたためにどんな現象が地域で起こっているかというたら、今まででしたら水利組合が前面に出て池の管理もやっていたんですけれども、今回、大鳥池、不幸にしてちょっと堤体が崩れましたので、そしたら水利は、あれは俺は関係ないで、財産区やろうと言わはる。私ら水は管理しているよ

と、水は権利もあるし、権利も主張するし管理もしている。せやけど、堤体が崩れたのは水利が出てこいと、それはちょっと違うん違うかという今回のそういう話、それは当たり前の話で。

ですから、その辺で、もちろん今回も市の職員が十何名ほど出てきて対応してくれているんですけども、それはありがたい話ですけども。みんなの中にも、今でしたらお金の管理とか、そういうのは市がやってくれているんですけども、確かに財産区が上がってきたお金は一般会計に入れられるのはいいんですけども、やっぱり何ぼかはほかの財産区が負担しているように、市も同等にその部分は、だから今4者でやっているんですけども、その中に入ってもらって5者で管理できるように。

もともとは、私が議員になったときは、池の堤体の清掃なんて、草刈りというのは市がやってくれていたんですよ、市長さん、ご存じかどうかかわからないですけども。あるときから行財政改革の推進の一環として、そんなのせえへんで、地元でやってくれというふうなのになって、地元の水利がみんな自分で草刈り機を持って行って、燃料も自分で持って行って、本当に手弁当でやっていたんですけども、何せのり面が厳しいのと転落する人も出てきたりして、幸いなことにお金でやろうかということで、業者さんに委託してやっているんです。

だから、今回も確かに一般会計に入れやないかんのか、入れたとしても、私はずっとパネルが設置されるときから言うていたんやけれども、環境整備をやってくださいよということは言うていたんですけども、いまだにまだ手がついていないんです。やっぱり議会のほうからも、今回、環境整備するように部分採択してお願いしているんですけども、やっぱりそういったこともちょっと考えてもらって、事務サイドでは一般会計のお金を特別に大鳥池周辺、あの辺

に、大鳥池だけとは言わないですけども、使うのはいかがなものかということはわかるけれども、そこはやはり采配で考えてもらえたらなと思うんです。どうでしょうか。

これはあなたでは無理やろう。それは副市長さんあたり、どうですか。

上谷元忠委員長

副市長。

田中 斉副市長

一般会計に3分の1を入れるという基本的な考え方は、大阪府さんがやっておられる趣旨で鑑みますと、やっぱり地区財産というのはその、本市でしたら市域の一部のエリアに対する財産、それを処分及び貸し付けされるということは、その地区の財産でございますから、そこに収入が落ちるとというのが当たり前の話なんですけれども、公共としましては、やっぱり地域全体の市民の皆様いろいろなサービスを提供するという趣旨から鑑みますと、その地区だけが、変な話、豊かになるのがいいのかという部分もございますので、一定の財産区財産の収入の一部を一般会計に入れていただいて、それ以外の市民の方にも広くサービス提供をしようという趣旨で一般会計に繰り出しをしているというのが基本的な考え方になってございます。

したがって、3分の1の財源を財産区がございませぬ地区に全然充てないというわけではございませぬけれども、一定のそれ以外の市民の皆様へのサービス提供という趣旨も含めて3分の1というルールをつくらせていただいているということもちょっとご理解をいただければと思います。

以上です。

上谷元忠委員長

山本委員。

山本尚生委員

それは理解できるねん。それは今までも、あ

なたの前任者の副市長もそう答弁したよ。それはわかるんやけれども、やっぱり地元としては、こんなの上がってきた金の3分の1を市が持つていって、我々4者で残りを分けるから、4分の3になるわけよ。ほんなら市のほうがようさん持って帰って、私は知らんはどういうことやというような、これは市民の率直な感情やと思うねん。

だから、そこらあたりは、当初はかなりその意見が強くて、私も地元の区長と一緒に市長さんと談判したことがあるんやけれども、やっぱり何とも割り切れんものが残る。それはそれ、3分の1は3分の1として同じような、もう少しやっぱりそれあたりに、環境整備に使うとか、もうちょっと何か考えてほしいなと思うんです。答弁では、ここでは言いにくいかもわかりませんけれども、私も言いにくいねん、本当を言うと。その辺、ちょっと配慮してほしいなと思います。よろしく。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

すみません。資料をいただいた中のため池等太陽光発電モデル事業の経過について、平成30年11月18日付のメルシー for SAYAMA株式会社、取り組んだ経緯、管理費用になっている固定価格買い取り制度の話、それから事業スキーム、この事業スキームの中でメルシー for SAYAMAを設置させて受注者となりと書いているページ、重要と書いているけれども別に重要じゃないよね。

公募型プロポーザルで発注で、必要資金の確保もリース方式により事業運営し、売電益の中からあらかじめ決定した金額をメルシーに支払うこととしていました。プロポーザルにより落札は開成プランニングであったが、リース会社の確保ができなかった。その後、開成として資

金確保に当たってきたができずにいたところ、共立電機製作所、有限会社グッドセンターコンサルティングを含む米良電機グループに資金確保や施設の保安を含む事業の運営を依頼し事業を進めることとなり、開成は工事施工業者として事業に携わっていますと書いてあります。現在の事業スキームは、資金の確保を行い、発電施設を所有するのがグッドセンター、保守点検を株式会社共立電機製作所、地元対応をメルシーが行うこととなっていますとあります。

その右側には表になっているんですけども、この資料がどの事業報告会資料になるんですか。最初にいただいた平成31年2月15日以降と書いている経過の中のどこでの説明文書になるのか、ちょっとお答えいただけますか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

今、ご指摘の平成30年11月18日は、メルシーが平成30年11月18日に地元で説明した資料です、これは。それを大鳥池の3月の説明会のときに一緒に出していますという説明です。

ご指摘の事業報告会資料というのは、これは3月に出している資料です。その表です。そこで地元の方の4者に説明したときの資料です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

3月22日の事業報告とそれから11月の報告も事前にあつたということなんですが、どれぐらいの方が参加されている報告会だったのですか。参加人数とかわかりますか。3月だけでもいいけれども、直近の。

上谷元忠委員長

いいですか。

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

平成30年11月18日に住民さんが13名と、すみません、市議員さんを含めて合計22名出席しております。

3月は4者の会議なので、池尻の代表の方と東野の代表の方、菅生、平尾のそれぞれの代表の方なので12名ということで。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

続けてすみません。台風の被害があった折のもう一つの資料2のフロートに注水する話があった6月3日の対策工事の説明会がありました。この説明会には住民さん等参加者、どれぐらいおられましたか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

住民の方が24名で、議員、そのほか関係者を含めて合計32名です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

僕、この台風のときの対策工事の説明会、6月3日は参加させてもらったんですよ。その説明を聞いている中で、住民さんの方の発言を聞いていると、事前に11月18日付のこの資料の内容をきちんとわかっておられないのかなという発言がぼろぼろと聞こえたので、市がしているものやと、市がやってくれないさかいにという発言が頻繁に耳に入りましたので、全然事業報告会資料という資料が市民さんの手元にきちんと届けられていないんですよ。それを問題やと思っているんです。

使用料の支払いについても全然違ってくる。グッドセンターがメルシーに一旦払ったものを市100%のメルシーさんから東野に入るんやから、財産区に入るんやからと思ってはる。でも

実際は違うんです。グッドセンターから直接なんですよという話がある。その話を知ってはったら、あの説明会での発言はもう少し変わったものになるんじゃないかなと。市がやってくれるものという安心感があるから大丈夫、何とかしてくれるという、そういう感覚で聞いてはるなと思ってすごく不安に思っていたんですけども、何で不安に感じたのかということは、今の参加人数と事業報告会の資料を提出、見る機会があった人の人数を聞いたので、ああそういうことだったんだと僕なりには判断させていただいたんですが、非常に説明不足でないのかなというふうに考えています。

6月3日の説明会の質問をしますけれども、このときに、フロートが浮き上がるので、台風の風とそれから水の流れ、それによって前回、去年、大きくめくれ上がったので、今回、風速60メートルに耐えられる実績があるとされるそのパネルはそのまま使うと。

問題があったのは、水流が起こったことが問題でありそうなので、フロートに注水、水を注ぐことで重みをつけてめくれ上がらないように対処するという説明があったんですけども、その説明の中では、シエル・テール社製のパネルの台、フロートについては風速60メートルに耐えられる風洞実験の実績があるんだというお答えでした。ですが、水を含ませたものがどのような耐性を持っているのか、耐えられる実績があるのか、そういった説明が何もないまま、水を入れたら大丈夫という、水を注ぐと大丈夫という実績がないにもかかわらず、水を注ぐから大丈夫だという説明の一边倒だったんですけども、本当にそれでいいのですかね。

ちょっとそのあたり、社長もそこにおられて、一緒にその話をされていたので、どうも納得いかないままその場にいたんですけども、どのようなものなんですか。このボルト、ナットを

強化することとフロートの注水、これだけで本当に対応できるものというふうにお考えなんですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

今回の件について、直接グッドセンター、共立ですけれども、そちらのほうから確認した段階ですけれども、やはり今までフロートの中は空洞でして、空洞の状態で確かに風速60メートルで耐えられると。委員ご指摘のその中に水を入れて風洞実験に耐えられるかどうかというのは、外身というか中身は何も変わりませんので、恐らく耐えられるのかなと思っております。

今回、台風で飛んだ一つの原因としては、風だけではなくて波が出たと。波で、言えばもともとフロートの中が空洞ですので軽いもの、極端に言えば結構一つは重たいんですけれども、軽い状態からその中に水を入れることによって重力というか重みが出てきますので、一定波の部分に対しても耐えられるのかなというところで、その対策をしたということでグッドセンターのほうから聞いておりますので、一定今回の風ではなくて波に対するそのときの対応についても、水を入れることによって対応できているのかなというふうに我々は今説明を受けて考えております。

以上です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

僕、高校で波を習ったことがあるんですけれども、波の上下というのは、西側の水が東側に動くことで波が起こるんじゃなくて、上下上下と上下上下移っているうちに波動、波が起こるんですよね。同じ場所で上がったたり下がったり上がったたり下がったりですよね。それが波の原

理ですよね。

そうすると、幾ら重たくしたところで、上の上下作用は同じように上下上下動くのが波の性質のはずなので、重たくしたから大丈夫と思われるという発言、恐らくという発言もされましたけれども、その判断が非常にプロフェッショナルじゃないですから、専門家じゃないのでいかんとも言えませんが、そういった危険性についてはお考えなかったですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

ご指摘のとおり、軽いものであれば、上下運動ですので、上下だけの運動で対策にはなっていないのかなと思います。

今回の場合は、そこに横風とかいろんな気圧による上昇気流も働いておりますので、上に上がったときにおのずと軽いものであればフロートは上に上がります。でもそれを、中に水を入れることによって重みも出しているわけですから、その上に上がる力を抑えられるということから、我々はそのように判断させていただきました。

以上です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

軽いフロートでしたら水面から飛び上がるように、そういうことが起こってまくれ上がったんであればそれは対応できるかなと思います。波そのものが1メートルの高さ、1.5メートルの高さというふうに高くなれば、それは同じように1メートル、1.5メートル、フロートは浮き上がるわけですから、飛び上がるリスクと同じ高さで、水の中ではね上がるという、はね上がるはおかしいね。水に合わさって上下するほうが僕は怖いなと思っているんです。

アンカーを打ち込んでいるわけでしょう。重み加わるわけでしょう。これまで100やった重さのものが耐えられた。だけど、水を入れることによって150になってしまえば、150の重みに耐えられえ安カーなのかどうか誰も検証していないわけじゃないですか。そういったリスクがあるということも、やはりリスクがあるということをお前提に全ての物事を考えていくのが行政の役割じゃないのかなと、指導する側として。石橋をたたいてたたいて、たたいて渡らん、これが行政じゃないですか、感覚的に言えば。石橋をたたくことさもなく渡ってしまっている。このずさんさをずっと指摘されてきた中で、今回の説明会も同じようなにおい、同じような感覚を覚えてしまいましたので、そこは指摘をしておきたいと思ひます。

あわせて、このフロートに水を注入するということでしたが、この水はどこのどういった精製水を運んできた蒸留水、完全な水なんですか。確認できていますでしょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

水についてはどこから持ってきたのかはちょっと確認していないので、それは、また後ほど確認してお答えさせていただきます。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

周辺の方からの情報では、池の水をそのままポンプで吸い上げるようにして注入していたと。特段、給水車が来ていたようなことはなかったということをお報告いただひています。

水利組合の大事にされている水を勝手に使用している。しかも、それが事実であれば、フロートタンクの中に入った水は、そこには微生物等もまじっているわけですし、藻とか生物も入

っているわけじゃないですか。それが腐敗することは考えられないのか、あるいは腐ったものがガス化して膨張してフロートを傷めることはないのか、そういったことをきちんと確認していただかないと、この夏、結構暑い日が続いていますよね。そうすると、中でどんなことが起こっているのか。少なくとも次回の点検、来られますよね。そのときにはフロートの中の水はどうなっているのかもあわせて確認していただきたい。

蒸留水を使っていれば安定した水ですから問題はないかと思うんですけども、万が一、池の水でしたら本当にいろんなものがまじっている、生き物が入っているそういった水ですから、何が起こっているか、中の確認は必ずさせるようお願いしたいと思ひますが、それはお答えいただけますでしょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

今のご指摘の分、メルシーを通じて点検するように、追加項目として上げておきます。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

よろしくお願ひいたします。

先ほどの訴訟の件についてちょっと戻りますが、これは、市長みずからが監査を求めた監査報告の中に、35ページですけども、売電収入を財産区の特別会計に計上していないことは適切かということに対して、「規定によれば、当然に収入の3分の2は財産区特別会計に計上されるべきであるが、大鳥池の」云々が続き、「したがって、平成28年決算には売電収入を財源とする農業振興交付金は財産区特別会計にも、一般会計にも、計上されておらず不適切だったといえる。なお、濁り池のある岩室財産区にお

いては財産の管理組織が存在しないため、本来は財産区財産取扱要項に基づき財産区特別会計を設置し契約を行うべきだったと思われる」というふうに、はしょりましたけれども、そこでまとめられているとおり、きちんと財産区財産の特別会計で経理すべきであるということは指摘されていました。そして、その措置を講じるべきである。

住民監査請求においても同じように、財産区財産の管理について同じような指摘があり、「市長は岩室財産区管理者として、メルシー for SAYAMA株式会社に対し、濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等については必要な措置を講じられたい」、「②市長は岩室財産区管理者として、濁り池について適正な使用許可手続がなされるまで岩室財産区の損害が生じるため、速やかに岩室財産区特別会計及び一般会計の収入として経理できるよう必要な措置を講じられたい」、「③上記①及び②に対する措置の期限は、平成30年12月末日までとする」とあります。「④自治法第242条第9項の規定に基づき、期間内に必要な措置を講じられたときには、速やかにその旨を通知されたい」とありました。

そして、12月末日までにこの措置が講じられなかった、何一つ進まなかった。幾つか幾つか例示はされていましたが、それは全然本質と関係ないことが講じた措置として上げられていました。

岩室財産区を立ち上げる、岩室との協議を進める、そういったことについて何ら進展がないままでしたので裁判が起こされたわけです。住民訴訟に移ったわけです。そして、住民訴訟で、先ほど当局が説明いただきましたが、年間150万円、2年間300万円の損害が生じているのでそれを支払うようにというふうな内容ですとありましたが、そのとおりなんですけれども、そ

れをメルシーに請求してください。大阪狭山市は損害を生じさせているんだから、メルシー for SAYAMA株式会社に請求してくださいという趣旨やったはずです。

ずっとこの問題は取り上げ続けられてきて、平成30年度の予算審議の中においても、この措置を市長が講じると、そのことを信じようと、白紙撤回された市長のリーダーシップを信じて賛成しようという意見があり、平成30年度予算は賛成多数で可決されました。だがしかし、一切何も措置は講じられていません。

いよいよ来週から9月議会、決算議会ですよ。その決算が始まります。措置を講じることを期待する、信じる、そしてこの予算は賛成にする、賛成多数でした。だかしかし、何ら措置は講じられていないのではありませんか。措置が講じられていないから裁判が起こされ、いまだに係争中なのではありませんか。

市長がきちんと手続を監査の指摘どおり進められてくれれば、議会からの指摘どおり措置を講じてこられれば、このような事態になっていないのですよ。そのことの重みを十分感じていただきたい。これは意見だけでとどめておきます。

上谷元忠委員長

北委員。

北 好雄委員

大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業の事業報告資料の中で、今後にやっていくということで、行政財産使用許可を2つ、賃貸契約書を今後結んでいかなあかんということになっていますけれども、このことを池尻財産区、東野財産区等は納得しているのでしょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

先ほどもちょっとご説明させていただきました

たように、地区のほうには、こういう形で手続を踏んでほしいと。

東野財産区については、これまでは4者を代表して東野財産区が許可を出していたんですけども、弁護士とも相談した上で、この東野財産区自身が特別地方公共団体ですので、ほかの地方公共団体、ここで言いますと池尻財産区の肩がわりをして許可を出すというのはあり得ないので、許可を出すのであれば、それぞれの財産区から出さなければいけないというご指導もありましたので、本市におきましては財産区制度ということでもありますので、東野財産区と池尻財産区についてはそれぞれ許可を出していただくと。

堺市については財産区制度を引いておりませんので、こういう賃貸借契約という形で結んでいただくということで、それぞれ説明はさせていただきます。

上谷元忠委員長

北委員。

北 好雄委員

説明はいいんですけども、実際に東野財産区の方、池尻財産区の方が、この内容がわかって、それで納得されて使用許可を出すことは考えているんですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

各1条ずつの条文につきましては、現在、共立との交渉中でもありますのでお示しはできておりませんが、おおむねこちらに書かせていただいておりますように、年額200万円と、これまで維持管理につきましても基本的には共立がやると、撤去についても共立がやるという前提でご説明させていただいておりますし、そういう形で変わらずして、これまでこちら議会でも説明した形で地元のほうには説明させてい

ただいておりますので、それについてはご納得はいただいているという状況でございます。

上谷元忠委員長

北委員。

北 好雄委員

それと、この使用許可を出すのはいつごろを考えているんですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

最終的には、共立の交渉がまとまって、市のほうも東野、池尻だけではなくて、岩室財産区も今回管理会を上程させていただいて、人選を選任していただかなあかんという手続等も踏まえた上での締結期日になってくるのかなと思っています。

ですので、先ほどのご説明とちょっと重複しますが、地域との協議、交渉がまとまり次第、うちのほうは速やかに動けるような状況ではあるんですけども、地域との関係が、交渉がまとまった次第という形にもなってくるのかなというふうに考えております。

上谷元忠委員長

山本委員。

山本尚生委員

北委員の質問の中で、地域は了解しているというふうに答弁をしてはったけれども、説明の中にはまだ共立ときちっと結べるかどうかわからないという説明でしたでしょう。ですから受けているほうは、この話はまだわからないと、市はこういうことを言うてきたと、そういう受けとめ方やから、東野財産区においても財産区のメンバー全員を集めてどうのこうのということはまだやっていない。だから、了解していると言われたら大変困る。

そのときに、市のほうも共立ときちっと契約もできると、しましたと言うてきたら、説明

を受けるほうも何かせんないかなと思うけれども、まだ進行過程を説明していただいたという認識しかないと思いますよ。だから、そういう答弁されるとちょっと困る。

実際、こうしましたからこうしてくださいと言うてきはったんじゃないしに、こういうふうにやりたいんやけれども、今そういう手続を進めていますと。今、弁護士を通して細かい話を詰めていますという説明でしたでしょう。できたという説明ではなかったでしょう。だから、受けているほうは、市がそういう経過報告と市の考え方を示してきたというだけで、こうしてほしいと言われたからほんならどうしましょうかというふうな考え方は、まだ議論はしていないと思います。念のために。

松井康祐委員

関連。

上谷元忠委員長

松井委員。

松井康祐委員

前1期の4年間の中で3年間、ほぼほぼ太陽光パネルの事業についてこの特別委員会のほうも熟考してきたと思うんですけれども、その中で、一番やっぱり懸念というか問題として上がっていたのが拙速な事業の進め方。

先ほど井上委員からもあったいろんな課題というのはあるかと思うんですけれども、まずは財産区ができん限りは、これまたなかなかお支払いもできへんという。今、一番問題になってくるところは、そこに関しては財産区のほう、岩室と池之原のほうでその受け口をつくっていただける、その努力をしているかどうかというところが大事やろうと私は思う。

そう考えていくと、拙速な取り組みを、今まで拙速に進めてきた内容を今改めて改善していこうという中で今回の、今、山本委員も質問に上げていらっしゃった今後の取り組みで、共立

電機製作所のほうに任そうというのが最善、ベストな方向やと。いろんな角度から見て、いろんなやり方が多分あったんやろうと思うんです。いろんなやり方を考えた中で、これがベストやという結論にもう至ったのかどうか。例えばこんな方法も考えましたけれども、やっぱりこれはだめでしたというふうな形でいろいろ検討した結果がこれなのかどうか、ちょっと教えていただければなと思います。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

これまでこの経過に至るまでは、既にご承知のとおり、正常化委員会も何度も開催させていただきまし、弁護士のほうにも相談させていただきました。その中で、既にある状況をどういうふうな形で持っていくかというところが一つの議題となっております。

もちろん、このやり方に至るまでは、市で実施主体になるという話もありましたけれども、いかんせん、そうなってくると、今の施設をどういう形で買い取るのかとかという話もありますし、もちろん極論で言えば撤去という話になったときに、いろんな経過があるとは思いますが、訴訟とかという形になりますし、その訴え先がどこになるんやとかということもいろいろ検討させていただきました。

その中で、やはりこれまで財産を生み出していなかった池から、少なからずともこの額面が20年間維持できると。3分の1とかいろいろ経過はあるんですけれども、それによって、地元、地域が潤うのであれば、こういうやり方が一つベストな方向であらうということで市のほうでまとめてきましたので、一定これについては検討を進めさせていただいて、この結論に今至っているような状況でございます。

上谷元忠委員長

松井委員。

松井康祐委員

市のほうで一旦、全部を見ようというふうな案も出てきたと。その中で、やはりこれが一番ベストな方向やないかというふうに説明をいただいたんです。

特に、やっぱり一旦方向性でこれを決めたら、今の山本委員の話じゃないですけども、今度は逆にそれに突き進んでいっていただかないと、どんどんこれは後ずさりになってきます。

なおかつ余談ですけども、メルシー for SAYAMAがなくなるとすれば、メルシーに事務手数料が何ぼか入っていたんです。そういったお金も全部含めて、今度、議会側から前回の請願に対しての一部採択した環境周辺整備とかその辺を市のほうでやれるのか。メルシーがもしそこで閉鎖したときに、じゃどこかそのお金で誰がやるかというふうなところまで、またもう一つ、次のステップの何か検討を進めていただかないといかんのかなというふうに思います。

だから、難しいですよ。話的には岩室財産区の話があり、山本のほうは地域の請願もあり、じゃメルシーが解散するにおいてのお金の件もあり、それが全て融合できるような形をやっぱり正常化委員会の中でもう一回熟考していただいた中で最終案というのを出していただき、出してもらった中をすぐに進めていただくというふうなことはちょっと要望しておきたいなというふうに思います。

以上です。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

ため池太陽光事業では、なかなか事業を拙速に進めたとか、あるいは透明性の問題とか、グレーな部分があるとか、いろんなことが言われ

て、結構不審を抱く内容が多くあったんですね。

そういう点で、ちょっとだけ教えてほしいんですけども、この資料の3、これはいわゆる本店、事務所の移転ということで、臨時株主総会の議事録ということになっているんですが、ここで、株主の総数は1名、100株、議決権を有することができる株主の数1名、100個、出席株主数1名というふうになっている。この1名、1名、1名というのは同一人物ですか。それとも3名ということなんでしょうか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

同一人物で、出席の取締役になってきます。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

じゃ臨時株主総会で出席したのは、いわゆる取締役社長1人だけと、それで総会というふうになっているんですね。そういうことはあり得るわけですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

こちらの論点というか争点も、当初、会社が設立したときから問題になっていた部分でもありまして、今現状としては、まだ当初のままの取締役が1名という状況で進めておりますので、こういう形になっております。

ただ、せんだつてもちょっとお話ししたかもわかりませんが、今メルシーの指導監督の要綱をつくっておりますので、今回のこの件に関しまして、事務所経費がこれまでかなりかかっておりましたので、事務所の家賃、それを早いことやめなさいということで市のほうが指導をしましたので、家賃に係るところではなくて、あえてこちらのほうに変えていただいたと。

そのための手続がこの議事録に残っているという状況でございます。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

別に事務所を移すこと、そんなの異議はないんですよ。ただ臨時株主総会というのは、取締役社長1人でしょう。本来やったら、市から出資しているわけだから、そこから誰か出るとかというようなことはしないんですか、総会としては。株主総会、それでいいのですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

ご指摘のとおり、本来であれば、そういう合議体制が必要かなと思います。そういうところがつくれた当初もなく、そのまま進んできておりました。

ここで改めて役員を取締役となりますと、こちらの市の職員の条例というんですか、派遣のそういう手続を、取締役になってもいいよという決め事をまず決めたりとか、最終的には定款も変えていかなあかんと。そうなってくると、また定款の登記費用等もありましたので、一定そのときには弁護士さんの指導のもとで、我々もグリーン水素シティ対策室も動いておりましたので、こちらについても無駄な経費と言うたらあれなんですけれども、一定定款の目的もなくしていますし、新たな事業もできないような状況でもありましたので、そういう形で今までどおりここはおいていたという状況でございます。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

幾ら臨時とはいえ株主総会やんか。本来は、株主総会というたら複数以上なかったら総会に

ならへんやん。1人で決めて1人やっている。ここで言うたら、取締役であって、議長であり、そして議事録作成者やん。全部1人やねん。そういうことをやるから不審が生まれるというふうに思うんですよ。誰が見たって不審に思いますよ、これは。これ自分でやって、自分で決めて、それが議事録になっていますねんと、そんなばかな話ないでしょう、普通は。一般社会では通用しないよ。

そういうことがやっぱり不審を大きくすることになるということは一つ指摘しておきたいのと、もう一つ、これ、履歴事項全部証明書というのがあって、確かに今までのマンションから自宅のほうに変わっているという本店の移転があります。その中で、目的というところで、再生可能エネルギー、水素エネルギー、全部入っているんですよ。だから、本来はこれは全部抜いているということやね。それをやるということは、ここに線を引かないかんわけやんか。ここを全部抹消やったら、普通の場合やったらここに線を引くんですよ。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

これ、当初のやつでございまして、裏面のほうに5月9日で、1番、2番、ため池太陽光に関する業務ということで、法務局のほうで変わっている分ですので、これ、こちらのほうではさわれない文章です。これ公文なので、こういう形になっています。

それで、一番下ですけれども、1ページ目の米印のところなんですけれども、整理番号の横に下線のあるものは抹消事項であることを示すということで、ご指摘のとおりの部分でございます。

上谷元忠委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

普通、例えばこれは、市長自身がグリーン水素シティ事業については白紙撤回しますと、撤回しますと言うたから、その日の日にちというのは入れて説明するのと違うんですか。

上谷元忠委員長

担当。

三井雅裕防災・防犯推進室長兼総務部理事

ちょうど平成30年4月26日にたしか構想案を取り下げたと思うんです。ちょっと連休等もあって株主総会の手続を開かなければいけなかったんで、すぐに手続に入ったんですけれども、連休の関係もあって登記の変更の期日がこういうふうな形になったので、休みを抜いたら速やかにさせていただいた状況でございます。

松尾 巧委員

日程的には白紙撤回した日とほぼ同じやということやね。

上谷元忠委員長

北村委員。

北村栄司委員

時間もあれなんですけれども、今のところは、共産党議員団としても定款そのものの見直しとかということを提案してきた中で処理がされておりますので、当然そのことは認めておるところです。

それと、2期目の6月当初の議会の中でも、1期目で進めたこのグリーン水素シティ関係、メルシー株式会社を設立した上でいろんな弊害をつくったということについての反省はしているかということについて、市長自身も重々その反省はしておりますという答弁もいただいておりますので、そのことは私どもも指摘をしてきた経過から見て、そういう反省もきちんと一応本会議の中でされたということについては一定認めながら、後処理をどうしていくのかというのが問題。

それと、市長自身、これ、私、最初に質問したように、池之原の濁り池の關係の管理組合の問題などにつきましても見通しがまだ明確にできない。まだまだ、これはどれだけ続いていくかもわからないというのが今の現状ですよ。

だから、そういう点で、市長自身も1期目でつくった弊害がさらに2期目でもずっと引き継がざるを得ないということで、かなりしんどい思いもまだまだしてもらう必要がありますし、また結果が出た段階でメルシーを解散させるという状況、前提がきちんとつくられた段階でも、なおかつメルシーとしての責任、それは市に対してのいろんな弊害、損害をもたらしたということについては、その時点でもう一回精査する必要があるというふうに私どもは思っておりますので、なかなか2期目の状況の中でも、この問題はかなり市長自身も重い一つの課題だと思いますけれども、これはちゃんと地域住民が納得できるように、また市議会自身もきちんと納得がいくように処理をするという責任はあるということはこの場で指摘しておきたいというふうに思いますし、私どもは、その都度、また問題点が出てきた場合は指摘もしていきたい。提案できるものがあれば提案もしていきたいというふうに思いますので、市長、重々気をちゃんと持ってもらって対処していただきたいと、このことは指摘をしておきます。

私はこれで以上です。

上谷元忠委員長

井上委員。

井上健太郎委員

最後の履歴事項全部証明書の文書そのものが、コピーは、今回初めて見たんです。前回は、これと同じことなんですけれども、別の様式でやる事案はもらったと思うんで、この書面そのものを見たのは初めて、僕もちょっとアンダーラインのことがよくわからなくて、あれと思っ

たんです。このコピーは多分、今回初めてで、
これの羅列に書いた分は以前もらっていたと思
うんですけれども、多分これは初めてと違うた
かなという気はします。

今、何が言いたいかといったら、一番大事な
ところだったんですけれども、今回、事務所が
変更されているんですけれども、本店の場所が。
この話、狭山1丁目2392の3のラ・コスタ101
号室から移るに当たっては、当初、一番最初に
報告があったんは、市役所に持ってくる話があ
ったじゃないですか。それをおかしいと指摘し
てきた中で、今回違うようにしていただしてい
るので、非常に公平な、公正な、誰が見ても納
得できる場所に、取締役のご自宅になっていま
すので、そんなくはないというのか、公私混同
はなくなっている、きちんと分けられているんだ
なというふうに判断できるので、ここについては
指摘したことをきちんと正していただいてあ
りがたいなと、努力していただいた職員さんに
感謝しております。

資料1の、先ほども言いましたが、余り市民
さんにちゃんと知らしめられていないこの状況、
現状と今後のモデル事業のあり方、現状はどう
あって、今後どう持ってきたい、F I Tの認定
を大阪狭山市から共立電機に移すんだと話があ
ったりだとか、土地使用許可についても行政財
産使用許可書という現状が一本でまとまってい
るのがメルシー f o r S A Y A M A、許可権者
が東野財産区、4者代表として800万円を一括
になっている現状が、先ほど言われたとおり、
個別にすべきやから個別になるという話があり、
申請者も共立電機製作所になり、許可権者が東
野財産区、池尻財産区、それから堺市の地区と
いうふうになるというふうにきちんと書かれて
いますので、そのあたりは非常に重みのある大
事な資料やと思うんです。この説明をきちんと
しておかないと、先ほど山本委員からも出まし

たけれども、地元は完全にうんと言ったわけじ
ゃないよという話があるんです。

これは、一番最初に地元の了解をとっていま
すからとパネルを張る時点での話と似ています
よね。地元がわかったと言っていますから、パ
ネルをもう張るんですというふうにここで説明
をされた以前の担当の方と同じようなことにな
ってしまったら困りますから、きちんとこの内
容については地元にもう一度丁寧に説明してく
ださい。少なくとも台風被害の改善をする説明
会よりも少ない人数の人しかもらっていないわ
けですから、問題ありやと思います。きちんと
知らしめてあげてください。

資料の一番最後のメルシー f o r S A Y A M A
株式会社は、この契約に係る交渉が完了し、
締結し次第、清算、解散を協議するというふう
にあるんですけれども、その前にすることがあ
りますよね。1期目の決算報告がいまだにまだ
補正補正の状態で、正しいものはまだ来ていな
いはずですよ。1期目もあれでオーケーなん
ですか。2期目から変わるんでオーケーなん
ですか。会計報告が変わって変わって変わって
いくうちに、どれがほんまものの会計報告なのか
僕もわからなくなるぐらい修正に修正が重ねら
れているので、一度、1期、2期、3期、次4
期目になるのか、この会計報告をきちんとした
のものでう一度いただきたい。どこまでが修正
されていて、どこまでが修正されていないのか、
ちょっと把握ができていなくて、僕は1期目は
まだできていないんと違うのかなという認識が
あってしまっているの、申し訳ない。

先ほど、下線があるコピーの履歴事項全部証
明書はもらっていたそうなので、すみません、
ちょっと僕がとじ間違いをしているような感じ
です。見つけられなかったの、ないのかなと
思いましたが、履歴事項全部証明書は一旦5月
9日付の分をいただいているようなので、すみ

ません、それは訂正しておきたいと思います。
いただいております。

ですが、今言いましたメルシー f o r S A Y
AMAの1期からの決算がどうなっているのか、
決算報告の修正が重なってしまったので、ちょ
っと僕も整理ができなくなっていますので、1
期、2期、3期、きちんと修正されたものを提
出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

上谷元忠委員長

時間は、当初の予定ではあと20分少々となっ
てまいりましたが、ほかに質疑ございま
せんか。

北村委員。

北村栄司委員

一定いろいろ意見が出たのを聞いていただい
たと思いますので、市長、今後のことでちょっ
と一言何か述べてもらっておくのがいいかなと
思いますので、よろしくお願いします。

上谷元忠委員長

市長。

古川照人市長

今回、議員の皆さんからいろいろとご指摘
をいただきましたように、まだまだ課題が残っ
ています。当然、これを一つ一つ行政だけで解
決できる問題ではなく、地域の方々、関係者の
方々の協力もあって解決できるものがほとんど
です。

ただ、こちらとしてはそんなに時間をかけた
くはないんですが、やはり相手さんがいる
ことで交渉事もございます。時間がかかる場合
もありますが、速やかにできるだけ解決できる
ようにしていきたいというふうに思っておりま
すので、また動きがあり次第、皆様方にも報告
をしていきたいというふうに思っておりますの
で、よろしくお願いいたします。

上谷元忠委員長

先ほどの井上委員からもありましたけれども、
メルシーの会計報告等、最終の分ということも
ありますので、また次回のときにはそういうも
のの提供等をお願いしたいと思います。

ほか、特にございませんですか。いいですか。

(「なし」の声あり)

他に質疑等ないようでございますので、質疑
を終結いたします。

ただいまから暫時休憩といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時50分 再開

上谷元忠委員長

では、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、委員から発言ございませんか。

北 好雄委員

出していただく資料として、水の中身が何だ
ったのかということと、決算書の第1期、第2
期、第3期を出してもらおうということをお願い
したいです。

上谷元忠委員長

他のいろんな懸案事項も確実にになっての、い
わゆる裁判のこともありますから、そういうの
はまだなかなかはっきりしないということで継
続事案になりますけれども、以上で、次回とい
うのは、だから開催というのははっきり決まっ
ておりませんけれども、この段階で、一応きょ
うの特別委員会は終了ということでもありますけ
れども、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、以上で本特別委員会を終了いたし
ます。どうもありがとうございました。

午後2時51分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す
るため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員長